



ニュースリリース 平成 27年 9月 16日

台風 18 号等による大雨災害に対する義援金の取り扱いについて

このたびの大雨により、被害を受けられた皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

常陽銀行(頭取 寺門 一義)は、被害を受けられた皆さまへの義援金の受付を、下記のとおり行いますのでお知らせいたします。

義援金は、被害を受けられた皆様の支援や自治体が行う災害復旧対策・復興事業などに活用されます。

記

1. 今回取り扱いを開始する義援金

義援金振込先名義	支店名	科目	口座番号	取扱期限
常総市義援金口	水海道支店	普通	1705525	平成 28 年 3 月 31 日
境町災害義援金	境支店	普通	1601882	平成 28 年 3 月 31 日

※ 当行本支店窓口からのお振込みの場合、振込手数料は全て無料となります。ATM、インターネットバンキング等からのお振込みにつきましては、所定の振込手数料がかかりますので、窓口にてお振込みいただきますようお願いいたします。

2. 義援金の税制上の優遇措置(寄付金控除)

本義援金は税制上の優遇措置があります。優遇措置を受ける場合には、お振込みをした際の振込金受取書(お振込みをしたことが分かる明細票)が必要となりますので、大切に保管してください。

優遇措置の内容等については、お客さまの顧問税理士や最寄の税務署または各市町村へご相談ください。